

この号で公布された条例のあらまし

◇職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（秋田県条例第38号）

- 1 一般職の国家公務員に準じ、新型コロナウイルス感染症に係る防疫等業務手当の特例を廃止することとした。
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。



◇秋田県県税条例の一部を改正する条例（秋田県条例第39号）

- 1 地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）による地方税法（昭和25年法律第226号）の一部改正に伴い自動車税の環境性能割及び種別割の賦課徴収の特例措置についてその加算する金額の割合を引き上げるほか、所要の規定の整備を行うこととした。
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。



◇地域経済牽引事業の促進に関する基本的な計画の対象となる区域における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例（秋田県条例第40号）

- 1 離島振興法第二十条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令等の一部を改正する省令（令和5年総務省令第26号）による地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第二十六条の地方公共団体等を定める省令（平成19年総務省令第94号）の一部改正により、不動産取得税及び固定資産税の課税免除の適用期限を延長することとした。
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。



◇秋田県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例（秋田県条例第41号）

- 1 こども家庭庁の設置に伴い、所要の規定の整理を行うこととした。
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。



◇秋田県租税特別措置法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例（秋田県条例第42号）

- 1 租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（令和5年政令第145号）による租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）の一部改正に伴い、同令第20条の2第14項及び第38条の4第24項の規定による事業の認定の申請に係る手数料を廃止することとした。
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。



◇秋田県立高等学校設置条例の一部を改正する条例（秋田県条例第43号）

- 1 秋田県立花輪高等学校、秋田県立小坂高等学校及び秋田県立十和田高等学校の統合により、新たに秋田県立鹿角高等学校を設置することとした。
- 2 この条例は、令和6年4月1日から施行することとした。



◇秋田県交通安全特定事業により設置される信号機等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（秋田県条例第44号）

- 1 指定講習機関に関する規則等の一部を改正する規則（令和5年国家公安委員会規則第5号）による高齢者、障害者

等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める規則（平成１８年国家公安委員会規則第２８号）の一部改正により交通安全特定事業により設置される信号機に関する基準について所要の規定の整備を行うこととした。

２ この条例は、公布の日から施行することとした。



◇県議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例（秋田県条例第４５号）

１ 県議会議員が会議、委員会又は協議等の場に出席したときに支給する旅費のうち宿泊料の額を引き上げることとした。

２ この条例は、公布の日から施行することとした。